

訪問介護事業所の状況に関する調査 Q A

R6.10.4版

No	質 問	回 答
1	<p>「令和5年度の事業活動収入」は何を記入すればよいか。また、「うち居宅介護料収入」との関係は？</p>	<p>「令和5年度の事業活動収入」には、事業所における訪問介護事業に関わる収入の総額を記入してください（総合事業や障がい福祉サービスに係るものは含みません）。</p> <p>「うち居宅介護料収入」は、上記の事業活動収入のうち、介護報酬と利用者負担による収入の合計を記入してください。事業活動収入の内数なので、事業活動収入より大きくなることはありません。事業所の収入が介護報酬と利用者負担のみである場合は、「事業活動収入」と「居宅介護料収入」は等しくなります。</p>
2	<p>「居宅介護料収入」について、障がい福祉サービスの居宅介護の収入も含めるのか？</p>	<p>「居宅介護料」とは、国が示している経理上の会計区分の名称で、障がい福祉サービスの居宅介護の意味ではありません。ここで挙げさせていただくのは、あくまでも介護保険サービスの訪問介護に係る収入のみです。</p>
3	<p>「令和5年度の事業活動支出」については、訪問介護事業に係る支出であって、総合事業は含まないとのことだが、一体的に提供しており、区分できない場合はどうすればよいか。</p>	<p>本来、介護保険サービス事業の収支については、サービスごとに区分経理が必要となりますので、訪問介護と総合事業もそれぞれに経理をしていただくことが必要となります。</p> <p>区分の仕方については、合理的な方法により按分することとされており、国の通知においては、たとえば人件費であれば、それぞれのサービスに従事した時間や、延べ利用者数などで按分する方法が例示されています。</p> <p>今回の調査においては、サービスごとの収入額で按分するなど、簡便な方法を使用いただいてもけっこうです。</p>